

改正後（新）

改正前（旧）

環境影響評価技術指針

平成十一年二月四日  
 宮城県告示第百十九号

環境影響評価技術指針

平成十一年二月四日  
 宮城県告示第百十九号

第一条～第二条（略）

第一条～第二条（略）

第三条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の概況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

第三条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の概況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一（略）

一（略）

二 地域特性に関する情報

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

イ 自然的状況

1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第十五までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）  
 2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第十五までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第十五までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）  
 2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第十五までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

3～7（略）

3～7（略）

ロ（略）

ロ（略）

2～3（略）

2～3（略）



九 規則別表第一の四の項の第二欄ホ及びへに掲げる事業（以下「太陽電池発電所設置事業」という。） 別表第九

十 規則別表第一の五の項に掲げる事業（以下「最終処分場設置事業」という。） 別表第十

十一 規則別表第一の六の項に掲げる事業（以下「公有水面埋立事業」という。） 別表第十一

十二 規則別表第一の七の項に掲げる事業（以下「土地区画整理事業」という。）及び規則別表第一の八の項に掲げる事業（以下「住宅団地造成事業」という。） 別表第十二

十三 規則別表第一の九の項に掲げる事業（以下「レクリエーション施設建設事業」という。） 別表第十三

十四 規則別表第一の十の項に掲げる事業（以下「工場事業場用地造成事業」という。） 別表第十四

十五 規則別表第一の十一の項に掲げる事業のうち土石採取場の新設の事業及び土石採取場の増設の事業（以下「土石の採取事業」という。） 別表第十五

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 (略)

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第十五までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は

九 規則別表第一の四の項の第二欄ホ及びへに掲げる事業（以下「太陽電池発電所設置事業」という。） 別表第九

十 規則別表第一の五の項に掲げる事業（以下「最終処分場設置事業」という。） 別表第十

十一 規則別表第一の六の項に掲げる事業（以下「公有水面埋立事業」という。） 別表第十一

十二 規則別表第一の七の項に掲げる事業（以下「土地区画整理事業」という。）及び規則別表第一の八の項に掲げる事業（以下「住宅団地造成事業」という。） 別表第十二

十三 規則別表第一の九の項に掲げる事業（以下「レクリエーション施設建設事業」という。） 別表第十三

十四 規則別表第一の十の項に掲げる事業（以下「工場事業場用地造成事業」という。） 別表第十四

十五 規則別表第一の十一の項に掲げる事業のうち土石採取場の新設の事業及び土石採取場の増設の事業（以下「土石の採取事業」という。） 別表第十五

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 (略)

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第十五までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は

目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 大気環境

- 1 大気質
- 2 騒音
- 3 振動
- 4 悪臭

5 1から4までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

1 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

2 水底の底質

3 地下水の水質及び水位

4 1から3までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

一 地形及び地質

2 地盤

3 土壌

4 その他の環境要素（1から3までに掲げるものを除く。）

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 動物

ロ 植物

目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 大気環境

- 1 大気質
- 2 騒音
- 3 振動
- 4 悪臭

5 1から4までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

1 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

2 水底の底質

3 地下水の水質及び水位

4 1から3までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

一 地形及び地質

2 地盤

3 土壌

4 その他の環境要素（1から3までに掲げるものを除く。）

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第十

五 (略)

457 (略)

第五条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜二 (略)

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第十六において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第十六において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第十六において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第十五までにおいて同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第十

五 (略)

457 (略)

第五条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜二 (略)

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四〇七 (略)

第六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、第四条第一項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める別表の備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第十六に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第十六において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第三条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

二〇三 (略)

第七条 (略)

第八条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第六条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 (略)

二 予測の対象とする地域（第四項及び別表第十六において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（第四項及び別表第十六において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第十六において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大

四〇七 (略)

第六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、

別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第二において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第三条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

二〇三 (略)

第七条 (略)

第八条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第六条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 (略)

二 予測の対象とする地域（第四項及び別表第二において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（第四項及び別表第二において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大に

になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2～6（略）

第九条～第十五条（略）

別表第一

別表第二

別表第三

別表第四

別表第五

別表第六

別表第七

別表第八

別表第九

別表第十

別表第十一

別表第十二

別表第十三

別表第十四

別表第十五

別表第十六

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 事業者がこの告示の施行の日前に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例

なる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2～6（略）

第九条～第十五条（略）

別表第一

別表第二

第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、  
条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項  
の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第  
二種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する環境影響評価技術指  
針の規定の適用については、なお従前の例による。